

65歳以上のみなさまへ

介護保険料について

お問い合わせ先

〒700-8546
岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
(保健福祉会館7階)

岡山市役所 介護保険課

TEL 086-803-1242(直通)
FAX 086-803-1869



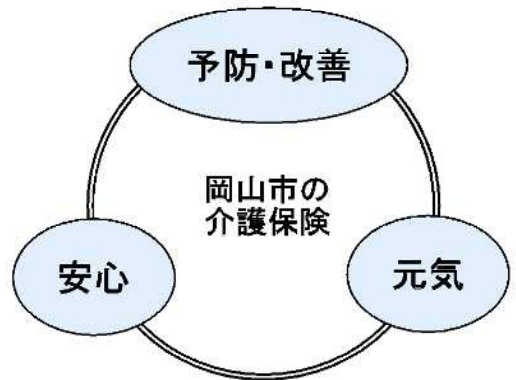
R6.4

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入して、
介護が必要な方をみんなで支え合う制度です。

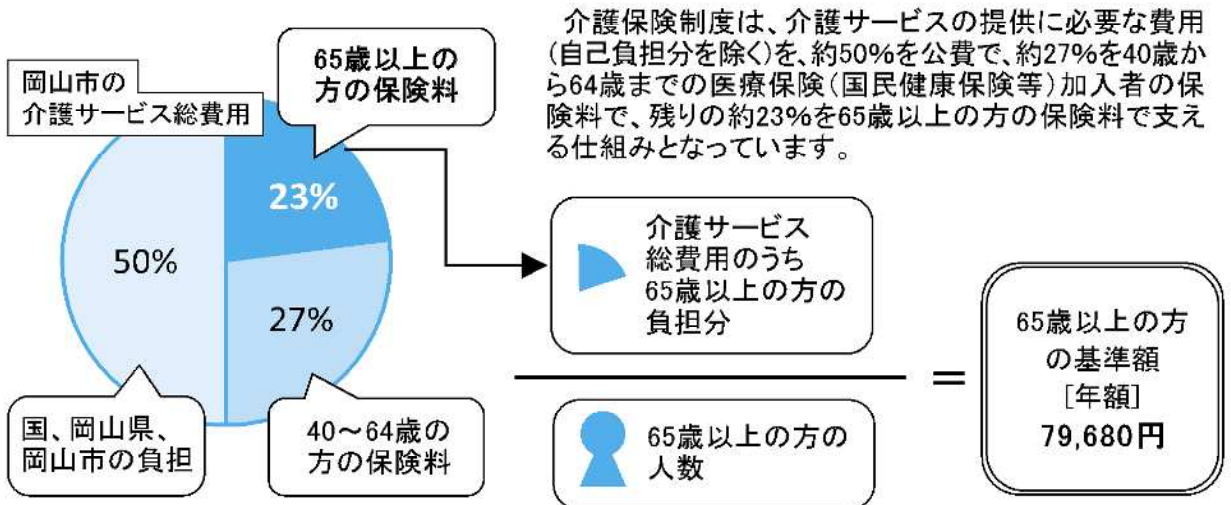
高齢社会を迎えた私たちのまわりでは、寝たきりや
認知症などで介護を必要とする方が増えています。

介護保険は、介護を必要とする方のための費用
や、介護が必要な状態になることを予防するた
めの費用を、社会みんなで負担しあう制度です。

皆さまに納付していただく保険料は、この制度を
維持していくための大切な財源となりますので、ご
理解とご協力をお願いいたします。



【1】保険料の算定について



【2】令和6年度から令和8年度の介護保険料

段階	対象者			保険料の算定方法	年間保険料額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 高齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 中国残留邦人支援給付受給者の方 			基準額 ×0.285	22,704円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額	80万円以下	基準額 ×0.44	35,052円
第3段階				120万円を超える	基準額 ×0.685	54,576円
第4段階				世帯課税	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額	80万円以下
第5段階	80万円を超える	基準額	79,680円 月額:6,640円			
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額		80万円未満	基準額 ×1.1	87,648円
第7段階				80万円以上 125万円未満	基準額 ×1.15	91,632円
第8段階				125万円以上 200万円未満	基準額 ×1.25	99,600円
第9段階				200万円以上 400万円未満	基準額 ×1.5	119,520円
第10段階				400万円以上 600万円未満	基準額 ×1.75	139,440円
第11段階				600万円以上 800万円未満	基準額 ×2	159,360円
第12段階				800万円以上 1,000万円未満	基準額 ×2.25	179,280円
第13段階				1,000万円以上 1,200万円未満	基準額 ×2.5	199,200円
第14段階				1,200万円以上	基準額 ×2.75	219,120円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※消費税を財源とした公費投入により、第1段階は36,252円から、第2段階は50,988円から、第3段階は54,972円から、それぞれ表中の年間保険料額に引き下げています。

世帯とは

住民票上での4月1日時点で記載のある世帯をいいます。(転入・65歳到達の場合は資格取得日時点になります)

課税年金収入とは

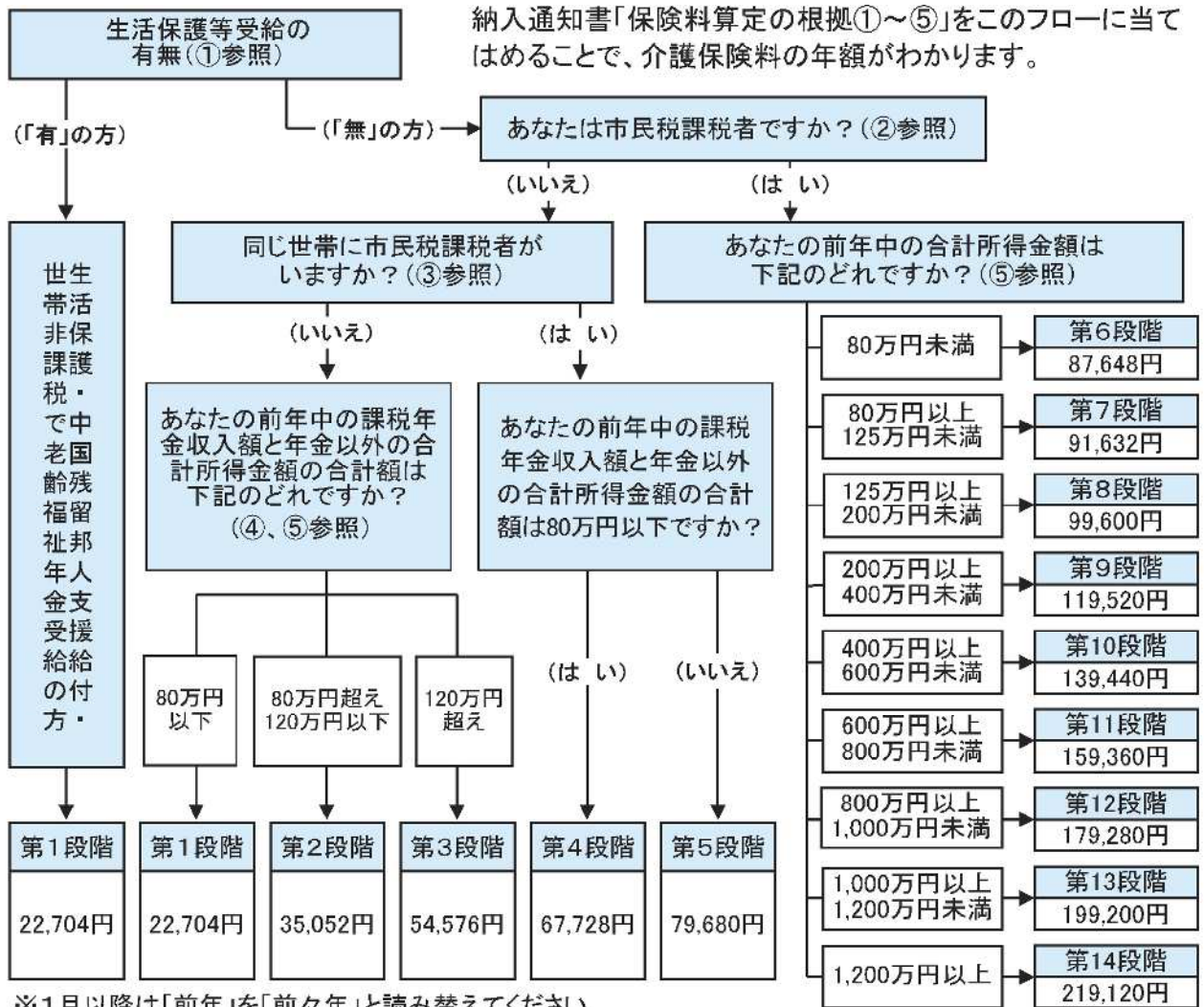
市民税の課税対象とされる高齢年金等の収入金額のことで、障害年金、遺族年金等の非課税年金は含みません。

合計所得金額とは

地方税法上の合計所得金額(各種所得控除前の所得金額)から、租税特別措置法に規定される土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を除いた金額をいいます。

- ・第1～5段階までの判定に用いる合計所得金額について、給与所得(所得税法第28条第1項)が含まれる場合は、当該給与所得の額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除がある場合には、その控除前)から10万円(当該給与所得の額が10万円未満の場合は当該給与所得の額)を控除して計算します。また、課税年金収入に係る所得(所得税法第35条第2項第1号)は除きます。
- ・第6～14段階までの判定に用いる合計所得金額について、給与所得または課税年金収入に係る所得が含まれる場合は、当該給与所得及び課税年金収入に係る所得の合計額から10万円(当該合計額が10万円未満の場合は当該合計額)を控除して計算します。

【3】保険料額決定（段階と年額）フロー



【4】保険料の納付方法

介護保険料は、65歳以上の方お一人おひとりに納付していただきます。例えば、夫婦ともに65歳以上の場合、夫婦別々に保険料の納付書が送付されます。

年金額が年額18万円以上の方は、年金天引き(特別徴収)となるのが法令により定められていますので、年金天引きを開始する手続きは必要ありません。また、年金天引きが開始になると、任意で納付書や口座振替による納付方法を選ぶことはできません。

年金額	納付方法
年額18万円以上の方	年金からの天引き(特別徴収) ※例外があります。詳しくは、 【7】65歳に到達または市外から転入された方の保険料について を参照ください。
年額18万円未満の方 または 年金を受給していない方	納付書または口座振替による納付(普通徴収)

【5】年金天引き（特別徴収）

老齢基礎年金、もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金、障害年金、遺族年金を年間で18万円以上受給している方が該当します。（老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません）

仮徴収

4月

6月

8月

4月と6月については、当該年度の市民税額が確定していないため、前年度の2月と同じ金額を仮徴収の保険料として徴収します。

8月については、仮徴収額と本算定額との差を抑えるために、徴収額を調整する場合があります。

本徴収

10月

12月

2月

当該年度の市民税額の決定をもとに、本算定した段階区分および年間保険料額を、7月に通知します。

本算定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残りの金額を本徴収として徴収します。

※分割金額に生じる100円未満の端数については、10月に合算します。

【6】納付書または口座振替による納付（普通徴収）

原則として、4月から翌年3月までの12期で納めていただきます。

1期あたりの金額は、年間保険料額を12回で分割した金額となります。

※分割金額に生じる10円未満の端数については、7月（8月以降は初回月）に合算します。

年金の年額が18万円以上の方でも、以下の場合には一時的に納付方法が納付書または口座振替による納付になります。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で市外から転入した場合
- ・年度途中で保険料額や年金支給額に変更があった場合
- ・年金の一時差し止めや支給停止になったとき
- ・年金に担保権設定がされているとき

口座振替が便利です

お問い合わせ先 料金課(☎ 086-803-1171)

納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

①

岡山市介護保険料
口座振替依頼書
(ハガキ)に記入し、
ポストへ投函して
ください。



または

②

指定の
金融機関の窓口で
申し込み手続きを
してください。



① または ② の手続きに必要なもの

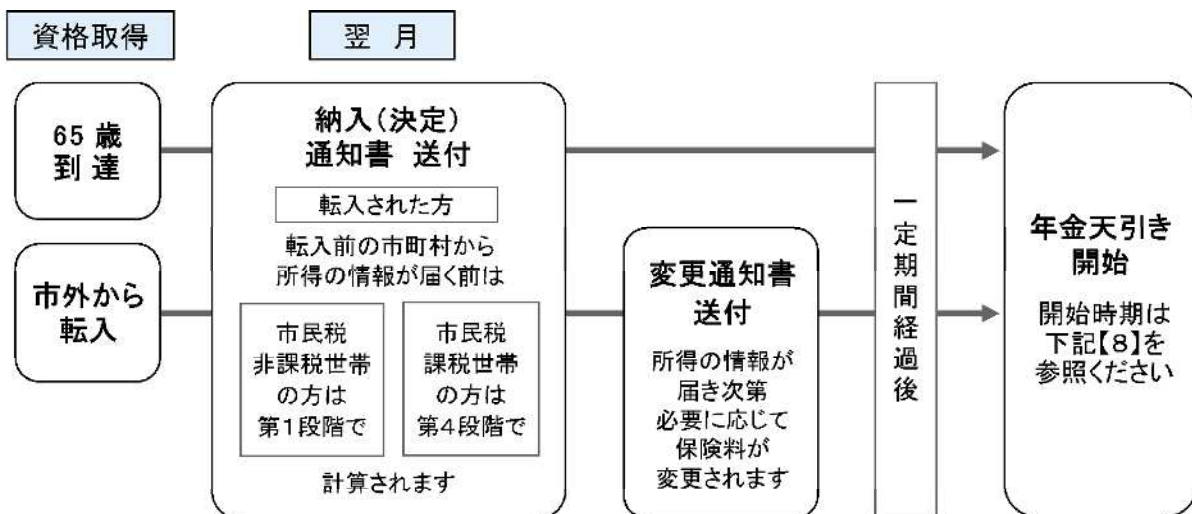
- ・介護保険被保険者証 または 介護保険料決定通知書
- ・預(貯)金通帳 と 口座の届出印

手続きをされてから口座振替が開始されるまでには2～3か月かかります。後日、開始時期をお知らせする通知をお送りします。通知が届いた月から口座振替が開始されますので、その前月分までの保険料は、お手持ちの納付書により納めてください。

なお、年金天引きが開始されると、口座振替は自動的に停止されます。

【7】 65歳に到達または市外から転入された方の保険料について

65歳に到達または市外から転入された方の介護保険料は、65歳に到達または市外から転入した日の属する月から月割りで計算され、お住まいの市区町村に納付していただくこととなります。
 なお、65歳に到達した日は、誕生日の前日となることが法令で定められています。



※算定された保険料段階の月割額と、実際の納期ごとの額は、納付方法や納期数によって異なります。

○40～64歳までの方の介護保険料について

40～64歳までの方は、ご加入の医療保険の保険料と合わせて納付していただいております。

職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに給料の額などに応じて計算され、医療保険の保険料と合わせて、給与などから天引きされます。(原則として、事業主が半分を負担します)

国民健康保険に加入している方

40～64歳(2号被保険者)の方の所得、その世帯の2号被保険者の人数などをもとに、世帯ごとに計算され、国民健康保険の保険料として世帯主が納めます。

※保険料の計算方法や額は、加入している医療保険によって異なりますので、詳しくはご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

【8】 年金天引きの開始時期について (手続きの必要はありません)

年金天引きは、日本年金機構などと市町村の情報を照合し、対象者として間違いがないかを確認した後に開始されます。

開始時期は、65歳に到達された時期、年金の裁定が行われた時期、市外から転入された時期などによって異なります。

年金天引き開始の際には、通知書でお知らせしますので、それまでは納付書、口座振替で納付してください。

なお、年金天引きが開始されると、口座振替は自動的に停止されます。

65歳到達月 年金の裁定月 市外からの転入月	年金天引き 開始月の目安
4月～9月	翌年度 4月
10月、11月	翌年度 6月
12月、1月	翌年度 8月
2月、3月	翌年度 10月

65歳到達が3月の方は、翌年4月開始となる場合があります。
 (この表はあくまでも目安であり、実際の開始月は年金の支給状況などにより異なります)

《 保険料の減免について 》

次のような事情で保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の減免制度があります。申請を希望される方は必ず事前に介護保険課(☎ 086-803-1242)へご連絡ください。

低所得者に対する減免 … 次の①～④のすべての条件にあてはまる場合

- ① 保険料の段階が第2 または 第3段階(世帯全員が市民税非課税)
- ② 世帯の年間収入(非課税年金を含む)が下表の額以下

	1人世帯	2人世帯	3人世帯
世帯に70歳以上の方がいないとき	96万円	144万円	192万円
世帯に70歳以上の方がいるとき	108万円	156万円	204万円

- ③ 扶養を受けていない
 - ・所得税・住民税の扶養控除の対象になっていないこと
 - ・医療保険の被扶養者になっていないこと
- ④ 活用できる不動産がなく、預貯金が350万円を超えていない
 - ・不動産については、居宅用の土地・建物、農地・山林を除く

特別な事情による減免

被災したとき、また、生計中心者の死亡、長期入院、解雇、事業の休廃止や著しい損失のために、世帯の所得が著しく減少し、生活が困難になったときなどは、申請により減免を受けられる場合があります。

減免申請に必要なもの

- ・健康保険被保険者証
- ・年金振込(支払)通知書または年金の振り込まれる預貯金通帳
- ・保険料減免申請書及び収入状況等申告書(申請受付窓口にあります)
- ・減免事由を証明する書類等(り災証明書等) 等

減免申請受付窓口

- ・介護保険課
- ・各福祉事務所介護サービス係
- ・各区役所市民保険年金課
- ・各支所総務民生課

《 保険料を滞納した場合 》

保険料を滞納していると、介護サービスを受けるときに、一時的に全額負担になったり、自己負担額が3割または4割に増えたりする給付の制限を受けることになります。

ご相談を希望の方は、お早めに料金課(☎ 086-803-1641～1643)にご連絡ください。

1年以上前の滞納がある場合 ↓ 「支払方法変更」の制限	1年半以上前の滞納がある場合	2年以上前の滞納がある場合 ↓ 「給付額の減額」の制限
サービス利用時の支払方法が「償還払い」に変更されます。 「償還払い」とは、利用したサービス費用を本人がいったん全額支払った後、自己負担以外の部分を市へ請求し、払い戻しを受けることです。	償還払いを請求しても、保険給付の一部または全部が一時差し止められます。また、滞納が続く場合、差し止められた給付費から滞納分の保険料を控除することもあります。	保険料が滞納のまま時効となった期間がある場合には、その期間に応じて、サービス利用時の負担割合が1割または2割の人は3割に、3割の人は4割に増加します。その際、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。